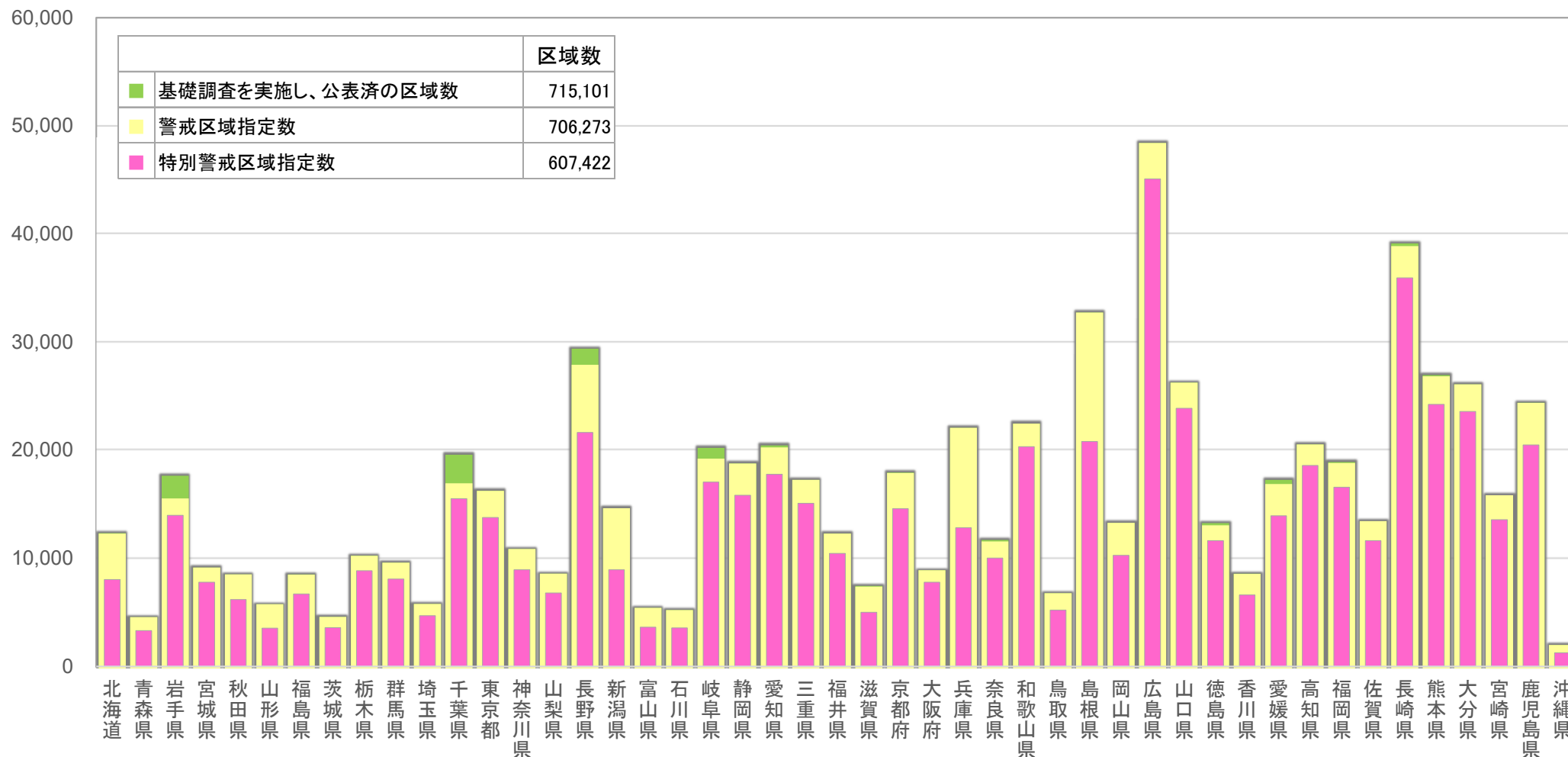


土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和7年9月末時点)

(区域数)



※1. 基礎調査を実施し、公表済の区域数

当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所について基礎調査を実施し、その結果を関係市町村長に通知するとともに、公表することをいう。令和7年9月末時点の値であり、今後、変更の可能性がある。

※2. 土砂災害警戒区域（イエロー：警戒避難体制の整備）（土砂災害防止法）

土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

※3. 土砂災害特別警戒区域（レッド：開発行為に対する規制）（土砂災害防止法）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。